

# 愛媛県報

発行 愛媛 県

第191号

令和3年3月23日火曜日 第191号

<u> </u>		_		. •	
	Ŧ	見	則		
愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する	る規則	J		(総務管理課)	359
愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則				(県民生活課)	360
	4	<b>5</b>	示		
Herbridge (Name Ad Alabe as Herbridge)	_	-			
				(総務管理課):	
				(私学文書課)	
				(医療対策課)	
				(農政課)	
				( " )3	
				(農地整備課)	
				(")3	
監視伝染病発生予防検査の実施				(畜産課) :	363
				(")	
				(森林整備課)	
土砂災害警戒区域の指定(3件)				(砂防課):	364
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(3件)				( " ) :	368
土砂災害特別警戒区域の指定の解除				( " ) 3	382
基本測量の実施の通知				(道路維持課)	382
公共測量の終了の通知(2件)					382
基本測量の終了の通知(3件)				( " ) 3	382
都市計画事業の事業計画の変更認可(5件)				(都市整備課)	383
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し				(会計課)	383
落札者等の告示				(中予地方局総務県民課)	384
道路の供用開始(県道松山空港線)				(中予地方局管理課)	384
道路の供用開始(県道砥部伊予松山線)				( " ) 3	384
道路の供用開始(県道興居島循環線)				( " ) 3	384
開発行為に関する工事の完了				(中予地方局建築指導課)	384
土地改良区の定款変更の認可				(南予地方局農村整備課) 🤇	385
道路の区域変更(県道滑床松野線)				(南予地方局管理課) :	385
道路の供用開始( " )				(")3	385
道路の区域変更(県道日向谷高野子線)				(南予地方局西予土木事務所):	385
	ŧ	JII	今	,	
	_		•		
愛媛県公印規程の一部を改正する訓令				(私学文書課)	386
	4	\$	告		
農業振興地域の指定の変更				(農政課農地・担い手対策室)	387
		学企業管		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
				·· <del>-</del>	
愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程				(公営企業管理局総務課)	387
	*	隹	報	1	
汚泥再牛処理センター整備事業に係る丁事完了について				(環境政策課)	388
、5.00、二人ユニン、 正面チボにいるエチル」について				(なったレス米はイナー)	

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規	則

# ○愛媛県規則第5号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Washington Wile 1811, a way of 1-1-drawn to the 1811, a way	
改 正 後	改 正 前
(行政財産の使用許可)	(行政財産の使用許可)
第29条 部局の長は、法第238条の4第7項の規定により、その管	第29条 部局の長は、法第238条の4第7項の規定により、その管
理する行政財産の使用の許可をしようとするときは、使用申請者	理する行政財産の使用の許可をしようとするときは、使用申請者
に行政財産使用許可申請書(様式第6号)を提出させ、内容調査	に行政財産使用申請書(様式第6号)を提出させ、内容調査
の上、許可指令案及び使用料算定の根拠を添えて知事の決裁を受	の上、許可指令案及び使用料算定の根拠を添えて知事の決裁を受
けなければならない。	けなければならない。
2 省略	2 省略
様式第1号の9	様式第1号の9
地方自治法第238条第 1 項第 4 省略	地方自治法第238条第 1 項第 4 省略
10月 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	<u>- 5月日                                   </u>
<u> </u>	<u> </u>
省略	省略
記載要領 省略	記載要領 省略
樣式第2号(第22条関係) 公有財産貸付申請書	樣式第2号(第22条関係) 公有財産貸付申請書
省略	省略
氏 名	氏 名 ⑩
	連帯保証人
	住 所
	氏 名 ⑩
省略	省略
	<b>様式第3号</b> (第23条関係) 公有財産貸付期間延長申請書
省略	省略
氏 名	氏名
	<u>連帯保証人</u>
	<u>住 所</u>
	<u>氏名</u>
省略	省略
樣式第4号(第24条関係) 公有財産使用目的(原形)変更承認申	樣式第4号(第24条関係) 公有財産使用目的(原形)変更承認申
請書	請書
省略	省略
氏 名	氏 名
	連帯保証人
	住 所
	氏 名 ⑩
省略	省略
Line	楼 <b>式第5号</b> (第27条関係) 公有財産返還届
省略	省略
氏 名	氏 名 <u>④</u>
省略	省略
	350

その代表者の氏名

省略	省略	
□ TEM		(Cirk
C 岩	氏名	<u> </u>
	連帯保証人	
	<u>住 所</u>	
	氏 名	<u> </u>
省略	省略	
	様式第10号	
省略	省略	
氏名又は名称	氏名又は名称	
省略	省略	_
記載要領 省略	記載要領 省略	
WX XX EN	NO TAX XX III III	
この規則は、令和3年4月1日から施行する。	ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	りに定める。	
令和 3 年 3 月23日		
	愛媛県知事 中 村 時	囚
愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則		
愛媛県青少年保護条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第40号)	の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる。		
	改 正 前	
– •		
– •	改 正 前 <b>様式第2号</b> (第6条関係) 自動販売機等設置届出書	<b>!</b>
– •		<b>i</b>
<b>蒙式第2号</b> (第6条関係) 自動販売機等設置届出書	<b>樣式第2号</b> (第6条関係) 自動販売機等設置届出書	<b>(</b>
<b>蒙式第2号</b> (第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略	<b>様式第2号</b> (第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略	
蒙式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及び	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び	
<ul><li>*式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書</li><li>省略</li><li>届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</li><li>省略</li></ul>	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略	
蒙式第2号(第6条関係)     自動販売機等設置届出書       省略     届出者 氏名又は名称及び       その代表者の氏名	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略	<u>@</u>
<ul><li>*式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書</li><li>省略</li><li>届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</li><li>省略</li></ul>	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に	<u>@</u>
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。	<u>@</u>
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名         省略       注1 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略	<u>(i)</u>
蒙式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注 1 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略	④
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名         省略       注1 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略	④
<ul> <li>(第1年) 第1年 (第16年) 第16年 (第</li></ul>	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書	④
<ul> <li>(第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書</li> <li>省略</li> <li>届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</li> <li>省略</li> <li>注1 省略</li> <li>2 省略</li> <li>表式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者就承諾書</li> <li>省略</li> </ul>	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         主1 省略       直         本式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)       管理者就承諾書         省略       氏名	様式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       注 1 省略         2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印にすることができる。         3 省略         様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)承諾書         省略         氏 名	④
<ul> <li>表式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書</li> <li>省略</li> <li>届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</li> <li>省略</li> <li>注1 省略</li> <li>2 省略</li> <li>表式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者就承諾書</li> <li>省略</li> </ul>	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         主1 省略       直         本式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)       管理者就承諾書         省略       氏名	様式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       注 1 省略         2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印にすることができる。         3 省略         様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)承諾書         省略         氏 名	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         支3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)       管理者就承諾書         省略       氏名         人国路       人名	様式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印にすることができる。         3 省略       様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)承諾書         省略       氏 名         省略       氏 名	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         支 省略       表式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)管理者が承諾書         省略       氏名         省略       氏名         省略       任名         省略       省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏名	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         支3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)       管理者就承諾書         省略       氏名         人国路       人名	様式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印にすることができる。         3 省略       様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)承諾書         省略       氏 名         省略       氏 名	④ 代えて署名
ま式第2号(第6条関係)       自動販売機等設置届出書         省略       届出者 氏名又は名称及びその代表者の氏名         省略       注1 省略         支 省略       表式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係)管理者が承諾書         省略       氏名         省略       氏名         省略       任名         省略       省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏名	④ 代えて署名
#式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏 名	④ 代えて署名
#式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書  省略  届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名  省略  注1 省略  2 省略  (第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者対 承諾書  省略  氏名  (本名 (本名 (本名 (本名 (本名 (本名 (本名 (本名 (本名 (	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏名	・代えて署名
表式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書  省略  届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名  省略  注1 省略  2 省略  (	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏名 省略 (1 格) (1 格) (2 格) (3 格) (4 格) (4 格) (4 格) (5 証) (5 証) (6 長) (6 条) (6 長) (7 格) (8 表) (	・代えて署名
#式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏 名 省略 2 管理者が自署の上、押印すること。 様式第4号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 明書	・代えて署名
#式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略	様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書 省略 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に することができる。 3 省略 様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 承諾書 省略 氏名 省略 (1 格) (1 格) (2 格) (3 格) (4 格) (4 格) (4 格) (5 証) (5 証) (6 長) (6 条) (6 長) (7 格) (8 表) (	② 管理者象

その代表者の氏名

省略

ⅎ

ⅎ

ⅎ

**(1)** 

 $\bigcirc$ 

省略

<u>注</u> 省略

樣式第6号(第8条関係) 自動販売機等変更等届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

注1 省略

2 省略

樣式第7号(第9条関係) 自動販売機等承継届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

省略

注1 省略

2 省略

動販売機設置届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

注1 省略

2 省略

様式第9号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 │様式第9号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 動販売機変更等届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

注1 省略

2 省略

様式第10号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 様式第10号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 動販売機承継届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

省略

省略

<u>注 1</u> 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

樣式第6号(第8条関係) 自動販売機等変更等届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

3 省略

樣式第7号(第9条関係) 自動販売機等承継届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる</u>。

3 省略

様式第8号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 様式第8号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自 動販売機設置届出書

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

動販売機変更等届出書

省略

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

動販売機承継届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

省略

注 1 省略	注 1 省略
	2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
	<u>することができる。</u>
2 省略	3 省略

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第325号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地株式会社 愛媛ジェーシービー

愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7 ミツワ勝山町ビルトヨタファイナンス株式会社

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー 株式会社 トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入 インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に 係る寄附金歳入
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## ○愛媛県告示第326号

次に掲げる専用公印は、令和3年3月23日限り、廃止した。

#### 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

種別	管 守 場 所	数	専用区分
	東予地方局	2	
知事印	中予地方局	1	公用車継続車検申請用
	南予地方局	2	

#### ○愛媛県告示第327号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
立花病院		新居浜ī 13番29	市喜光地町 号	1丁目	医療法人社団久 和会	令和6年 3月9日 まで

# ○愛媛県告示第328号

愛媛県地籍調査費負担金等交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第970号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
<b>様式第1号</b> (第2条、様式第2号関係)	<b>様式第1号</b> (第2条、様式第2号関係)	
省略	省略	
市町長	市町長	
省略	省略	
1 ~ 3 省略	1 ~ 3 省略	
<b>様式第2号</b> (第4条関係)	<b>樣式第2号</b> (第4条関係)	
省略	省略	
市町長	市町長	
省略	省略	
注 省略	注 省略	
<b>様式第3号</b> (第5条関係)	<b>様式第3号</b> (第5条関係)	
省略	省略	
市町長	市町長 <u>回</u>	
省略	省略	

注 省略 注 省略 別紙 省略 別紙 省略 樣式第4号(第5条関係) 樣式第4号(第5条関係) 省略 省略 市町長\_ 市町長回 省略 省略 省略 省略 注 省略 注 省略 樣式第5号(第5条関係) 様式第5号(第5条関係) 省略 省略 市 町 長 \_ 市町長回 省略 省略 注 省略 注 省略 別紙 省略 別紙 省略

#### ○愛媛県告示第329号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
新居浜市	横道の一部	平成18年度から 平成19年度まで	新居浜市(横道の 一部)の地籍図及 び地籍簿
四国中央市	金生町山田井11	令和元年度から 令和2年度まで	四国中央市(金生 町山田井11)の地 籍図及び地籍簿
四国中央市	富郷町津根山 2	令和元年度から 令和2年度まで	四国中央市(富郷 町津根山2)の地 籍図及び地籍簿
四国中央市	川滝町下山・領 家 5	平成30年度から 令和 2 年度まで	四国中央市(川滝 町下山・領家5) の地籍図及び地籍 簿

2 認証年月日

令和3年3月23日

#### ○愛媛県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、東温市田窪、北野田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - 県営土地改良事業(ほ場整備事業・南吉井地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 令和3年3月24日から4月20日まで
- 3 縦覧場所

東温市役所本庁

## ○愛媛県告示第331号

令和3年3月15日県営農地整備事業(経営体育成型)大兵衛・蔵井地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第332号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定 に基づき、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施 する。

令和3年3月23日

- 1 実施の目的
  - ヨーネ病、伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握し、 その発生を予防するため
- 2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施 する区域
- (1) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市(大野ヶ原を除く 野村町に限る)
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	西予市 (野村町大野ヶ原、 明浜町、三瓶町、宇和町 に限る)
3 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 4 その他知事の指定する牛	県下一円

# (2) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症	
対策特別措置法第6条第1項に基づく届出	et n
の対象となるもの。ただし、同法同条第2	県下一円 
項ただし書きに該当するものを除く。	

#### (3) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又は その死体の範囲	実施する区域	
知事の指定する家畜	県下一円	

## 3 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

- 4 検査の方法
  - (1) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号) に定める方法
  - (2) 知事の指定するその他の疾病 知事の指定する方法

## ○愛媛県告示第333号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

# 2 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

# ○愛媛県告示第334号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 松山市中島粟井丁546の3、丁547の1
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

# ○愛媛県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

+4	土砂災害警戒区域							
名称	指定の区域	土の残とは現 のとは現 のとが現 のとが現 の を の の の の の の の の の の の の の の の の の						
西金川 208 - N K - 56	四央田川(図お中金金 のと)	地滑り						
中組東 208 - N K - 57	四央滝山(図お国市町 次のり	地滑り						
的場 208 - N K - 58	四央滝山(図お 国市町 次のり	地滑り						
原中 208 - N K - 60	四央滝家(図お 中川領 のと)	地滑り						
三角寺 208 - N K - 61	四央田角(図お 田市町寺次のり 中金三 のと)	地滑り						
中通 208 - N K - 63	四央滝家(図お 中川領 のと)	地滑り						
七々木 209 - N K - 66	四央郷坂(図お国市町 次のり中富豊 のと)	地滑り						
藤原 209 - N K - 67	四央郷根(図お田市町山次のり	地滑り						
下猿田 209 - N S - 76	四央郷川(図お国市町山次のり中富寒のと)	地滑り						
亀尻 301 - N K - 78	四央宮山(図お 田市町 次のり	地滑り						

	<u>`</u>	ти J <del>Т</del> Ј ,
川淵 301 - N K - 79	四央宮立 (図お明本新馬のと)	地滑り
杉谷 301 - N K - 80	四央宮山(図お 中新上 のと)	地滑り
大谷 301 - N K - 81	四央宮立 (図お 中新馬 のと)	地滑り
泉田 301 - N K - 82	四央宮山(図お 田市町 次のり 中新上 のと)	地滑り
東泉田 301 - N S - 96	四央宮山(図お 田市町 次のり 中新上 のと)	地滑り
長瀬 301 - N S - 130	四央宮立 (図お 中新馬 のと)	地滑り
鳩岡 301 - N S - 143	四央宮山 (図お 中新上 のと)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

土花	沙災害警	戒区域
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然現 の種類
富ノ谷 462 - - 18 18 <sup>(1)</sup>	西宇下(図のと)	急傾斜地 の崩壊
山本 462 - - 18 26 <sup>(1)</sup>	西宇卯4(図お 予和之丁次のり	急傾斜地 の崩壊

雨山 462 - - 18	西予市 宇和町 卯之町	急傾斜地 の崩壊
27(1)	卯 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
坪ヶ谷 462 - - 18 28 <sup>(1)</sup>	西宇卯3(図お 予和之丁次のり 市町町目のと)	急傾斜地 の崩壊
今西 462 - - 18 48 <sup>(1)</sup>	西宇郷(図おり)	急傾斜地 の崩壊
大坊山 462 - - 5 <sup>(1)</sup>	西宇明 (図おのと)	急傾斜地 の崩壊
土居 462 - - 30	西宇岩 (図お) 市町 (図お)	急傾斜地 の崩壊
和田 B 462 - - 83	西宇山 宇和田 のと のと)	急傾斜地 の崩壊
北平川 462 - 1034 - 1	西宇皆(図のと) 市町のと)	土石流
北平川 462 - 1034 - 2	西宇宙 宇宙 田 のと り のと)	土石流
奥ノ谷 川 462 - 1035	西宇皆(図お 予町のと)	土石流
梶原川 462 - 1039	西宇卯2・町(図お予和之丁宇神次のり市町町目和領のと)	土石流
別所川 462 - 1040	西宇久(図お 予和枝次のり)	土石流
松の元 川及び 右支川 462 - 1041	西宇野(図お)	土石流
大谷川 462 - 1045	西宇山(図お 予町のと)	土石流
堂の元 川 462 - 1051 - 1	西宇郷(図おりのと)	土石流

	<b>\$</b>	和3年3
堂の元 川 462 - 1051 - 2	西宇郷(図おりのと)	土石流
今西川 462 - 1055	西宇郷 (図おのと)	土石流
鳥越川 462 - 1066	西宇伊(図お 市町 のと)	土石流
吉信川 462 - 1068 - 1	西宇伊(図お)	土石流
吉信川 462 - 1068 - 2	西宇伊(図お)	土石流
龍吐川 及び大 窪川 462 - 1073 - 1	西宇河(図お)	土石流
ケンコ 川 462 - 1089	西宇瀬(図お)市町のと)	土石流
加茂川 462 - 1093	西宇加(図お)市町のと)	土石流
金數川 462 - 1094	西宇上・町葉(図お予和松宇下 次のり市町葉和松 のと)	土石流
島田川 462 - 1099	西宇新 (図お) 市町 のと)	土石流
朝日川 462 - 1100	西宇伊(図おう町) 市町 のと)	土石流
小田川 462 - 1104 - 1	西宇明 (図おのと)	土石流
新川 462 - 1106	西宇皆(図お)	土石流
平吾谷 川 462 - 1110	西宇明(図おり)	土石流

神谷川 462 - 2012	西宇岩(図おり)	土石流
久保川 (2) 462 - 2016	西宇久(図おり)	土石流
鳥坂川 462 - 2017	西宇久(図おり)	土石流
深山川 462 - 2024	西宇田・町(図お予和野宇瀬次のり	土石流
治郎川 462 - 2025	西宇田・町(図お予和野宇平次のり	土石流
尾首川 462 - J003	西宇伊(図おり)	土石流
仁士 462 - J - 44 1	西宇山(図お 予和田次のり)	地滑り
窪 462 - J - 54 3	西宇窪和野(図お予和・町 次のり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

土砂災害警戒区域								
名	称	指定の 区域	土砂災害 の発生な 自然現象 の種類					
勢派 川 483 142 1		北郡町内(図お宇鬼大深次のり	土石流					

勢波佐 川 483 - 中 1421 - (図のおり	大字 深田 欠の ひと	南音地 川 485 - 1572	北郡町父下(図おり)	土石流	
牛打川 483 - 郡 1448 町 大で 図の おり	鬼北 大字 宮 次の ひと	石打川 485 - 2344	の 北郡町日(図お 宇鬼大向次のり	土石流	
堂 / 奥 川 483 - 町 1460 (図の お	大字 見 欠の Dと	南上本 村川 485 - 2365	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり)	土石流	
東権台 川 483 - 町 1467 下次 図のおり	<b></b> 札字 大野 欠の のと	中間久 保川 485 - 2370	北郡町父下(図 宇鬼大野 次の のと	土石流	
半屋川   北京   483 -   2189   町町   町町   図の   おり	も北 大字 屋 欠の のと	大野谷 川 485 - 2374	おり、一年のおり、一年のおり、一年のより、一年のより、一年のよりのとり、	土石流	
権台川 483 - 2203 おり で ののおり	大字 音 欠の ひと	稲屋 483 - J - 44 5	北宇和郡鬼北	地滑り	
北上組 川 483 - 町 2249 広点 図のおり	思北 大字 見 欠の ひと	奥組 483 - J - 44 6	北郡町下(図おり)	地滑り	
伊の谷 川 483 - 2253 岩上 (図の おり	<b>思北</b> 大字 ・ 川 欠の ひと	川崎 483 - J - 44 7	北郡町小々倉(図お宇鬼大西・ 次のりのと)	地滑り	
南橋詰 川 483 - J 094 J 094 のの おり	大字 遠 欠の Dと	東組 483 - J - 44 8	北郡町興(図おり 宇鬼大野次のり	地滑り	
下谷喜 来川 483 - 町ナ J 1114 (図の おり	<b></b> 思北   大字   目   欠の   ひと	成川 483 - J - 44 9	北郡町奈(図おり)	地滑り	
竹本川 485 - 郡 1563 町 で 図の おり	<b></b> を を を を を を を を を を を を を	土屋 483 - J - 54 6	北郡町大(図おり)	地滑り	
奥宮ナ ロ川 485 - 町ナ 1567 (20 おり	大字 野川 欠の Dと	水分 483 - J - 54 7	北郡町奈北(図お宇鬼大良川次のり	地滑り	

小越 483 - N K - 375	北郡町川(図お 宇鬼大上次のり のと)	地滑り
生田上 組 483 - N K - 376	北郡町生(図お 宇鬼大田次のり	地滑り
夫婦岩 483 - N K - 377	北郡町生(図お すまり おり おり おり かくり かくり かくり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん	地滑り
坂立 483 - R - 00 1	北郡町下(図おすり、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	地滑り
相林 485 - J - 44 3	北郡町上(図おりまり)	地滑り
川口 485 - 」 - 44 4	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	地滑り
岡屋敷 485 - J - 54 5	北郡町下(図お宇鬼大鍵次のり)	地滑り
長谷・ 巻 485 - N S - 166	北郡町上(図おお北字山のと)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

土石	少災害警	戒区域		土砂约	災害特別警戒	区域
名 称	指定の 区域	土の ひ発と な現ま の は な 現類	名 称	指定の 区域	土 の 因 と が 発 と な 現 ま 原 る 象 の 種 類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
涼 川 (東A) 208 - - 50 01 <sup>(1)</sup>	四央田川(図お中金金 のと)	急傾斜地 の崩壊	涼川 (東A) 208 - - 50 01 <sup>(1)</sup>	四央田川(図お中金金 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

涼川 (東B) 208- -50 02 <sup>(1)</sup>	四央田川(図お 中金金 のと)	急傾斜地 の崩壊	涼 川 (東B) 208- -50 02 <sup>(1)</sup>	四央田川(図お のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
平尾山 208 - - 4	四央分妻(図お甲上・町のと)	急傾斜地 の崩壊	平尾山 208 - - 4 <sup>(1)</sup>	四央分妻(図お甲上・町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

土和	少災害警	戒区域		土砂ジ	災害特別警戒	<b></b>
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然現 の種類	名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然現 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
四道 462 - - 18 14 <sup>(1)</sup>	西宇明(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	四道 462 - - 18 14 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お 予和間のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
横内 462 - - 18 15 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お)市町のと)	急傾斜地 の崩壊	横内 462 - - 18 15 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お 予和間のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
藤ノソ フ 462 - - 18 16 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お のと)	急傾斜地 の崩壊	藤ノソ フ 462 - - 18 16 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お 予和間のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
瀬戸 462 - - 18 19 <sup>(1)</sup>	西宇下(図おう町 のと)	急傾斜地 の崩壊	瀬戸 462 - - 18 19 <sup>(1)</sup>	西宇下(図おう町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
福吉 462 - - 18 22 <sup>(1)</sup>	西宇明宇卯5・町(図お予和石和之丁宇稲次のり市町・町町目和生のと)	急傾斜地 の崩壊	福吉 462 - - 18 22 <sup>(1)</sup>	西宇明宇卯5・町(図お予和石和之丁宇稲次のり市町・町町目和生のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
南谷 462 - - 18 25 <sup>(1)</sup>	西宇窪 (図おり)	急傾斜地 の崩壊	南谷 462 - - 18 25(1)	西宇窪 (図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
経の森 462 - - 18 29 <sup>(1)</sup>	西宇卯2・町町目(図お予和之丁宇卯3 次のり 市町町目和之丁 のと)	急傾斜地 の崩壊	経の森 462 - - 18 29 <sup>(1)</sup>	西宇卯2・町町目(図お予和之丁宇卯3 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

		πэӊэ	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>									カリハラ		
寺下 462 - - 18 31 <sup>(1)</sup>	宇和町 小野田 (次のと	急傾斜地 の崩壊	寺下 462 - - 18 31 <sup>(1)</sup>	西宇野宇小(図市町・町田のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	クララ 462 - - 3 (1)	西宇明(図お) で	急傾斜地の崩壊	クララ 462 - - 3 (1)	西宇明(図お で	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
成瀬 462 - - 18 32(1)	(次の	急傾斜地 の崩壊	成瀬 462 - - 18 32 <sup>(1)</sup>	(次の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	天羽 462 - - 4 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お予町のと)	急傾斜地の崩壊	天羽 462 - - 4 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お予和間次のり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西谷(1) 462 - - 18 34(1)	宇和町	急傾斜地 の崩壊	西谷(1) 462 - - 18 34(1)	宇和町 田苗真 土・宇	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	大久保 462 - - 6 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お)市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	大久保 462 - - 6 <sup>(1)</sup>	西宇明(図お)市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
	和町杢 所 次の 図のと おり)			和町杢 所 (図のじ おり)			樫生 462 - - 8	西 宇和町 田野次のと 図のと	急傾斜地 の崩壊	<b>樫生</b> 462 - - 8	西 宇和町 田野次の 図のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
上吉信 462 - - 18 36 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図お) 市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	上吉信 462 - - 18 36 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図の 予和延次のり)	急傾斜地   の崩壊 	次の図のとお り	山の神 462 - - 9	おり) 西字和 子和 子町 上 子町 上	急傾斜地 の崩壊	山の神 462 - - 9	おり) 西宇和 明 子 町 子 町 上 和 町 上 和	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
千世 462 - - 18 41(1)	・宇和 町河内	急傾斜地 の崩壊	千世 462 - - 18 41(1)	西宇東・町/	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		町町4 (図おり)			町町目 (図おり) (図おり)			
平野 462 - - 18	(図お 西宇信) 市町	急傾斜地 の崩壊	平野 462 - - 18	(図お 西宇信 市町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	徳蔵 462 - - 10	西宇坂(図お)	急傾斜地 の崩壊	徳蔵 462 - - 10	西宇坂(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
42(1)	(図のとおり) 市田宇和町	急傾斜地 の崩壊	版川 462 -	で図お 西宇久が 一のと) 市町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	片山 462 - - 11	西宇杢(図のと	急傾斜地 の崩壊	片山 462 - - 11	西宇杢(図のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
- 18 43(1)	久保 (次の 図のと おり)		- 18 43(1)	久保 (次の 図のと おり)			高市 462 -	おり) 西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	高市 462 -	おり) 西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
山崎 462 - - 18 45(1)	西宇岩(図お 予町 のと)	急傾斜地 の崩壊	山崎 462 - - 18 45 <sup>(1)</sup>	西宇岩(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	(1)	田苗真 土 (図のと おり)		(1)	田苗真 土(図のとおり)			
地中 462 - - 18 46 <sup>(1)</sup>	西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	地中 462 - - 18 46 <sup>(1)</sup>	西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	横山 462 - - 14 <sup>(1)</sup>	西宇瀬(図お予町のと)	急傾斜地 の崩壊	横山 462 - - 14 <sup>(1)</sup>	西宇瀬(図お予町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
庵ノ谷 462 - - 18 49 <sup>(1)</sup>	西予市	急傾斜地 の崩壊	庵ノ谷 462 - - 18 49 <sup>(1)</sup>	西予市	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	鳥越 462 - - 15 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図お)	急傾斜地 の崩壊	鳥越 462 - - 15 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
山ノ下 462 - - 18 50 <sup>(1)</sup>	-	急傾斜地 の崩壊	山ノ下 462 - - 18 50 <sup>(1)</sup>		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	中塚 462 - - 19 <sup>(1)</sup>	西宇久(図お予町のと)	急傾斜地 の崩壊	中塚 462 - - 19 <sup>(1)</sup>	西宇久(図お予町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
山崎 B 462 - - 18 51(1)	西予市宇和町	急傾斜地 の崩壊	山崎 B 462 - - 18 51(1)	西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	河内谷 462 - - 20 <sup>(1)</sup>	西宇岩(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	462 -	西宇岩(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
シロタ キB 462 - - 1	西宇明(図のと)	急傾斜地 の崩壊	シロタ キB 462 - - 1	西宇明(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	西谷 <sup>(2)</sup> 462 - - 21 <sup>(1)</sup>	西宇岩 (図おのと)	急傾斜地 の崩壊	西谷 <sup>(2)</sup> 462 - - 21 <sup>(1)</sup>	西宇岩(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
松森 462 - - 2	西宇明(図のじ	急傾斜地 の崩壊	松森 462 - - 2	西宇明 (図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	久保 462 - - 22 (1)	西宇郷 (図お 予和内次のり)	急傾斜地 の崩壊	久保 462 - - 22 (1)	西宇郷(図お 市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	

		· ти Э <del>Т</del> Э	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>									カリハラ		_
仁士 A 462 - - 24	西宇和町山(図のじ)	急傾斜地 の崩壊	仁士 A 462 - - 24	西宇田 (図の)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	寺下 462 - - 46	西宇坂(図おり)	急傾斜地 の崩壊	寺下 462 - - 46	西宇坂(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
仁士 B 462 - - 25	西宇山 (図おのと)	急傾斜地 の崩壊	仁士 B 462 - - 25	西宇山(図お 市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	上落蔵 462 - - 47	西宇明(図お予町のと)	急傾斜地 の崩壊	上落蔵 462 - - 47	西宇明(図お)市町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
天羽 B 462 - - 26	西宇明 (図お)	急傾斜地 の崩壊	天羽 B 462 - - 26	西宇明 (図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	金生 A 462 - - 48	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	金生 A 462 - - 48	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
中駄馬 462 - - 27	西宇明 (図お)	急傾斜地 の崩壊	中駄馬 462 - - 27	西宇明 (図のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	富谷 462 - - 49	西宇下(図のと)	急傾斜地 の崩壊	富谷 462 - - 49	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
御ノ鼻 462 - - 28	西字町 (図のと)	急傾斜地 の崩壊	御ノ鼻 462 - - 28 (1)	西宇明(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	金生 B 462 - - 50	西宇下(図お のと)	急傾斜地 の崩壊	金生 B 462 - - 50	西宇下(図お のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
(1)	西宇永(図のと)	急傾斜地 の崩壊	(1)	宇永(図のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	金生 C 462 - - 51	西宇下(図お のと)	急傾斜地 の崩壊	金生 C 462 - - 51	西宇下(図お 予町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
城(1) 462 - - 31	西宇岩(図お)	急傾斜地 の崩壊	城(1) 462 - - 31	西宇岩(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	日向屋 敷 A 462 - - 54	西予市 宇和町 皆田	急傾斜地 の崩壊	日向屋 敷 A 462 - - 54	西予市 宇和町 皆田	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
石崎 A 462 - - 33	西宇清(図お)	急傾斜地 の崩壊	石崎 A 462 - - 33	宇和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	神領 462 - - 56	の 西宇神卯2(図 予和領之丁次の 予和・町・町目の H	急傾斜地 の崩壊	神領 462 - - 56	西 宇和町 神領之 丁 1 1	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
石崎 B 462 - - 34	西宇清(図お)	急傾斜地 の崩壊	石崎 B 462 - - 34	西宇清(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	城(2) 462 -	図のと おり) 西予市 宇和町		城(2) 462 -	(図お 西字和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
立石 462 - - 35	西宇 主 主 で で で の の の の の の の の の の の の の	急傾斜地 の崩壊	立石 462 - - 35 (1)	西宇杢(図おり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	(1) 坪内 462 -	岩(図お 西字和 下町	急傾斜地 の崩壊	- 57 (1) 坪内 462 -	石(図お 西字和 下のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
462 -	西宇伊(図お)	急傾斜地 の崩壊	門の前 462 - - 40	西宇伊(図おうのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	- 58 (1) 西谷(3)	岩木 (図のと おり)	急傾斜地	- 58 (1) 西谷(3)	岩木 (次の 図のと おり)	急傾斜地	次の図のとお	
立石 C 462 - - 42	西宇伊(図お)	急傾斜地 の崩壊	立石 C 462 - - 42	西宇伊(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	462 -	西宇田土 (図お) 市町真 のと)	の崩壊	462 - - 60	宇和町	の崩壊	נז	
樋ノ口 (1) 462 - - 43	西予市 宇和町 久保	急傾斜地 の崩壊	樋ノ口 (1) 462 - - 43	西予市 宇和町 久保	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	立石 A 462 - - 62	西宇伊(図お	急傾斜地 の崩壊	立石 A 462 - - 62 (1)	西宇伊(図お	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
後田 462 - - 44	西宇大(図お) 予町のと)	急傾斜地 の崩壊	後田 462 - - 44 (1)	西予市宇和町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	立石 B 462 - - 63	西宇伊(図お予和延次のり)	急傾斜地 の崩壊	立石 B 462 - - 63	西宇伊(図おう和延次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
加茂 462 - - 45	西予市 宇和町	急傾斜地 の崩壊	加茂 462 - - 45	西宇加(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	四道 462 - - 65	西宇明 (図お 予和間 (図お)	急傾斜地 の崩壊	四道 462 - - 65 (1)	西宇明 (図お 予和間 (図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	

松森 B 462 - - 66	西宇明 (図のと)	急傾斜地 の崩壊	松森 B 462 - - 66	西宇町 明間(図のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	平野 B 462 - - 82	西宇田 宗和町 信(図の) おり)	急傾斜地 の崩壊	462 -	西宇田 宗和町 信(図の のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
樫生 B 462 - - 67	西宇田(図おり)	急傾斜地 の崩壊	樫生 B 462 - - 67	西宇田(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	シロタ キA 462 - - 18 11(1)	西宇明(図おり)	急傾斜地 の崩壊	シロタ キA 462 - - 18 11(1)	西宇明 (図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
樫生 C 462 - - 68	西宇田(図おり)	急傾斜地 の崩壊	樫生 C 462 - - 68	西宇田(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	平吾谷 462 - - 18 17 <sup>(1)</sup>	西宇明(図おり)	急傾斜地 の崩壊	平吾谷 462 - - 18 17 <sup>(1)</sup>	西宇明 (図お 予和間次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
樫生 D 462 - - 69	西宇田(図おり町中のと)	急傾斜地 の崩壊	樫生 D 462 - - 69	西宇田(図お予町中のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	拝立 462 - - 18 20 <sup>(1)</sup>	西宇下(図お)のと)	急傾斜地 の崩壊	拝立 462 - - 18 20 <sup>(1)</sup>	西宇下(図お 予町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
山の神 B 462 - - 70	西宇伊(図お予和賀次のり)	急傾斜地 の崩壊	山の神 B 462 - - 70	宇和町伊賀上	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	中村 462 - - 18 30 <sup>(1)</sup>	西宇野(図お予和田次のり)	急傾斜地 の崩壊	中村 462 - - 18 30 <sup>(1)</sup>	西宇野 (図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
山の神 C 462 - - 71	西宇伊(図おり)	急傾斜地 の崩壊	山の神 C 462 - - 71	西宇伊(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	五右衛 門谷 462 - - 18 33 <sup>(1)</sup>	西宇清(図お 予和(図お)	急傾斜地 の崩壊	五右衛 門谷 462 - - 18 33 <sup>(1)</sup>	西宇清(図お 予和訳次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
山の神 D 462 - - 72	西宇伊(図おう町上のと)	急傾斜地 の崩壊	山の神 D 462 - - 72	宇和町伊賀上	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	伊延谷 462 - - 18 37 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図おう和延次のり)	急傾斜地 の崩壊	伊延谷 462 - - 18 37 <sup>(1)</sup>	西宇伊(図お 予和延次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
山の神 E 462 - - 73	西宇伊(図お)	急傾斜地 の崩壊	山の神 E 462 - - 73	宇和町伊賀上	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	/J\J   462 - - 18 38(1)	西宇河(図おう和内次のり)	急傾斜地 の崩壊	/J\J   462 - - 18 38 <sup>(1)</sup>	西宇河(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
山の神 F 462 - - 74	西宇伊(図おり)	急傾斜地 の崩壊	F 462 -	西宇伊(図おうのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	樋ノ口 (2) 462 - - 18 39(1)	西宇河(図おり)	急傾斜地 の崩壊	(2) <b>462</b> - - 18	西宇河(図お 予和内次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
山の神 G 462 - - 75	西宇伊(図おり)	急傾斜地 の崩壊	山の神 G 462 - - 75	宇和町伊賀上	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	山角 462 - - 18 40 <sup>(1)</sup>	西宇河(図おう町のと)	急傾斜地 の崩壊	山角 462 - - 18 40 <sup>(1)</sup>	西宇河(図おう町のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
サコB 462 - - 76	西宇岡(図お 予和山のと)	急傾斜地 の崩壊	サコB 462 - - 76	西宇岡(図お 予和山次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	尾花 462 - - 18 44 <sup>(1)</sup>	西宇久(図おう和保次のり)	急傾斜地 の崩壊	尾花 462 - - 18 44 <sup>(1)</sup>	西宇久(図お	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
加茂 B 462 - - 77	西宇加(図お) 市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	加茂 B 462 - - 77	西宇加(図お	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	小鹿 462 - - 18 52 <sup>(1)</sup>	西宇西(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	小鹿 462 - - 18 52 <sup>(1)</sup>	西宇西(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ
日向屋 敷 C 462 - - 78	西宇皆(図おり	急傾斜地 の崩壊	日向屋 敷 C 462 - - 78	皆田	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	永尾 462 - - 18 55(1)	西宇山(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	永尾 462 - - 18 55(1)	西宇山(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
瀬戸 B 462 - - 80	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	瀬戸 B 462 - - 80	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	叶松 462 - - 18 56 <sup>(1)</sup>	西宇山(図お)	急傾斜地 の崩壊	叶松 462 - - 18 56 <sup>(1)</sup>	西宇山(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
瀬戸 C 462 - - 81	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	瀬戸 C 462 - - 81	西宇下(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	小鹿 C 462 - - 2	西宇西(図おう町田のと)	急傾斜地 の崩壊	小鹿 C 462 - - 2	西宇西(図おのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

千世 B 462 - - 3	西宇東(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	千世 B 462 - - 3	西宇東(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		滝山川 462 - 1108 - 3	西宇町 (図の)	土石流	滝山川 462 - 1108 - 3	西宇下(図のと)	土石流	次の図のとお り
横山 B 462 - - 4	西宇瀬(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	横山 B 462 - - 4 (1)	西宇瀬(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		カラ谷 川 462 - 1109	西宇明 (図おり)	土石流	カラ谷 川 462 - 1109	西宇明 (図おり)	土石流	次の図のとお !)
南谷 B 462 - - 6	西宇窪 (図おり)	急傾斜地 の崩壊	南谷 B 462 - - 6	西宇窪 (図お のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		板ヶ谷 上川 462 - 2004	西宇明(図おり)	土石流	板ヶ谷 上川 462 - 2004	西宇明(図おのと)	土石流	次の図のとお リ
板ヶ谷 川 462 - 1031	西宇明(図おり)	土石流	板ヶ谷 川 462 - 1031	西宇明(図お)	土石流	次の図のとお り		赤川(1) 462 - 2005 - 1	西宇明(図お 予和間のと)	土石流	赤川 <sup>(1)</sup> 462 - 2005 - 1	西宇明 (図おうのと)	土石流	次の図のとお リ
東明間 川 462 - 1032 - 1	西宇明(図の 予和間のと)	土石流	東明間 川 462 - 1032 - 1	西宇明(図お)	土石流	次の図のとお り		赤川(1) 462 - 2005 - 2	西宇明(図お 予和間のと)	土石流	赤川(1) 462 - 2005 - 2	西宇明(図お	土石流	次の図のとおり
東明間 川 462 - 1032 - 2	西宇明 (図おり)	土石流	東明間 川 462 - 1032 - 2	西宇明(図お)	土石流	次の図のとおり		赤川(1) 462 - 2005 - 3	西宇明(図おのと)	土石流	赤川(1) 462 - 2005 - 3	西宇明(図お	土石流	次の図のとお り
土居川 462 - 1033	西宇明(図おり)	土石流	土居川 462 - 1033	西宇明(図お 予和間のと)	土石流	次の図のとお り		赤川(2) 462 - 2006 - 1	西宇明(図おのと)	土石流	赤川(2) 462 - 2006 - 1	西宇明(図お	土石流	次の図のとおり
龍吐川 及び大 窪川 462 - 1073 - 2	西宇河(図お 予和内のと)	土石流	龍吐川 及び大 窪川 462 - 1073 - 2	西宇河(図お)	土石流	次の図のとお り		赤川(2) 462 - 2006 - 2	西宇明(図おのと)	土石流	赤川(2) 462 - 2006 - 2	西宇明(図お	土石流	次の図のとお !)
蔵谷川 462 - 1079	西宇久(図お)	土石流	蔵谷川 462 - 1079	西宇久(図お)	土石流	次の図のとお り		緑川 462 - 2007	西宇下(図お	土石流	緑川 462 - 2007	西宇下(図お	土石流	次の図のとお !)
久保川 <sup>(1)</sup> 462 - 1082	西宇久(図お)	土石流	久保川 <sup>(1)</sup> 462 - 1082	西宇久(図お	土石流	次の図のとお り		根笹川 462 - 2008 - 1	西宇野(図おのと)	土石流	根笹川 462 - 2008 - 1	西宇野(図お	土石流	次の図のとお !)
瀬戸南 川 462 - 1091	西宇瀬宇大(図お予町・町 のと)	土石流	瀬戸南 川 462 - 1091		土石流	次の図のとお り		根笹川 462 - 2008 - 2	西宇野 (図お 予和田 のと)	土石流	根笹川 462 - 2008 - 2	西宇野 (図おり)		次の図のとお り
小田川 462 - 1104 - 2	図お   西宇明(図おのり   予和石次のり		小田川 462 - 1104 - 2	西予市 宇和町 明石	土石流	次の図のとお り	-	舟川 462 - 2009	西宇小(図お)		舟川 462 - 2009	西宇小(図お)市町田のと)		次の図のとおり
滝山川 462 - 1108 - 1	図お 西宇下宇稲(の) 市町・町 の		滝山川 462 - 1108 - 1	(図お 西宇下宇稲(次のり 予和川和生物のと) 市町・町 の	土石流	次の図のとお		永田川 462 - 2010	西宇西(図の)	土石流	永田川 462 - 2010	西宇西 (図お)		次の図のとおり
滝山川	図のとおり)		滝山川 462 -	図のと おり)	土石流	次の図のとお	_	今西下 川 462 - 2011	西宇郷(図お予和内次のり)	土石流	今西下 川 462 - 2011	西宇郷(図お予和内次のり)	土石流	次の図のとお け
滝山川 462 - 1108 - 2	西宇下宇稲(図お予和川和生次のり市町・町 のと)		462 - 1108 - 2	西宇下宇稲(図お予和川和生次のり市町・町 のと)		טי		河内中 川 462 - 2013			河内中 川 462 - 2013			次の図のとおり

河内下 川 462 - 2014	西宇河(図のと)	土石流	河内下 川 462 - 2014	西宇河(図の のと)	土石流	次の図のとおり	稲台 組月 462 202	主上    2 - !6	西宇稲宇卯 予和生和之丁次 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	土石流	稲生上 組川 462 - 2026	西宇稲宇卯5(図お予和生和之丁次のり)	土石流	次の図のとお り
信里川 462 - 2015	西宇信(図おり 市町 のと)	土石流	信里川 462 - 2015	西宇信(図お 予和里次のり)	土石流	次の図のとおり	倉名 462 202	学川 2 -	(図お 西宇明/次のり 予和間次のと) 市町 の	土石流	倉谷川 462 - 2027		土石流	次の図のとおり
東鳥坂 川 462 - 2018	西宇久(図おり)	土石流	東鳥坂 川 462 - 2018	西宇久(図お		次の図のとおり	東名 462 202		でで、一番では、これでは、これでは、一番では、一番では、一番では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	土石流	東谷川 462 - 2028	(図お   西宇明 (図お)   市町 のと )		次の図のとおり
	西宇東・町(図お予和多宇信次のり		芝上川 462 - 2019			次の図のとおり	城。 川 462 J 0		図お   西宇下宇皆(図おのり   予和川和田次のり   市町・町 のと)	土石流	城ヶ滝 川 462 - J002	図お   西宇下宇皆(図おのり   予和川和田次のり		次の図のとおり
徳蔵川 462 - 2020	西宇坂(図おりのと)	土石流	徳蔵川 462 - 2020	西宇坂(図お)	土石流	次の図のとお リ			図お 西宇伊(図おり) 予和賀次のり 市町上のと)			図お   市町上のと)		次の図のとおり
上田野 中川 462 - 2021	西宇田(図お予町中のと)	土石流	上田野 中川 462 - 2021	西宇田(図お予和野次のり)	土石流	次の図のとおり	池月 2 年 462 J 0	元川 号谷 2 - )05	お  西宇伊・町(図4)   予和賀宇野次の2	土石流	池尻川 2号谷 462 - J005	お   西宇伊・町)   市町上和田	土石流	次の図のとおり
田野中 川 462 - 2022	西宇田(図おりのと)	土石流	田野中 川 462 - 2022	西宇田 (図お)	土石流	次の図のとお り			( כים					次の図のとおり
岩瀬川 462 - 2023 - 1	西宇瀬(図おり)	土石流	岩瀬川 462 - 2023 - 1	西予市	土石流	次の図のとおり			西宇信(図お 西宇 予和里次のり 予和 予和 のと) 市町	土石流		西宇信(図お 西宇久・ 予和里次のり 予和保・ のと) 市町		次の図のとお !)
	西予市 宇和町 田野中 ・宇和	土石流	岩瀬川 462 - 2023 - 2	西予市 宇和町 田野中 ・宇和	土石流	次の図のとおり			図のと おり)	土石流	J 007	(次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお
	町(図のと)	土石流		町瀬戸(図のと)	十二次	次の図のとお	30	800	西宇久(図お一市町のと)		J 008	西宇久(図おり		1)
岩瀬川 462 - 2023 - 3	西宇田・町(図予和野宇瀬次の	±11//IL	462 - 2023 - 3	西宇田・町(図・市町中和戸のと	土石流	i)	久( 4 年 462 J 0	2 - 009	西宇久(図お予和保次のり	土石流 	久保川 4号谷 462 - J009	図のと おり)	土石流 	次の図のとおり
岩瀬川 462 - 2023 - 4	おり) 西宇和 市町中和	土石流	岩瀬川 462 - 2023 - 4	おり) 西予市 宇和町 田野中	土石流	次の図のとおり	鳥 (462 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (10	)13	西宇常(図お予町寺のと)	土石流	鳥田川 462 - J 013	西宇常(図おりまりのと)	土石流	次の図のとおり
	町次のとおり)			1・町(図お字瀬次のり)			屋用 462 J 0		西宇田・町 市町中 田・町瀬 町瀬戸	土石流	屋形川 462 - J 014	西宇田・町中和戸	土石流	次の図のとお け
岩瀬川 462 - 2023 - 5	西宇田・町(日本町中和戸の・	土石流	岩瀬川 462 - 2023 - 5	西宇田・町(図市町中和戸のと	土石流	次の図のとおり	नक्त ।		・町(図おり、 野江のと)	十万法	薛川	・町(図のと) のと)	十二法	次の図のしゃ
岩瀬川 462 - 2023 - 6	図お 西宇瀬(図おのり 予和戸次のりと)	土石流	岩瀬川 462 - 2023 - 6	おり)	土石流	次の図のとおり	藤) 46. 」0		西宇平宇常・町(図お予和野和定宇窪次のり、市町・町寺和のと)	土石流	藤川 462 - J015	西宇平宇常・町(図お予和野和定宇窪次のり市町・町寺和 のと)	土石流	次の図のとおり

瀬戸川 462 - J 016	西宇新宇常・町(図お予和城和定宇明次のり市町・町寺和石のと)	土石流	瀬戸川 462 - J 016	西宇新宇常・町(図お予和城和定宇明次のり市町・町寺和石のと)	土石流	次の図のとお IJ
大谷川 1号谷 462 - J017	西宇明 (図お 予和石次のり)	土石流	大谷川 1号谷 462 - J017	西宇明(図おうのと)	土石流	次の図のとお り
大谷川 2号谷 462 - J 018 - 1	西宇新宇明(図お予和城和石次のり市町・町のと)	土石流	大谷川 2号谷 462 - J 018 - 1	西宇新宇明(図お予和城和石次のり市町・町のと)	土石流	次の図のとお り
大谷川 2号谷 462 - J 018 - 2	西宇新宇明(図お予和城和石次のり 市町・町 のと)	土石流	大谷川 2号谷 462 - J 018 - 2	西宇新宇明(図お予和城和石次のり 市町・町 のと)	土石流	次の図のとお リ
大谷川 3号谷 462 - J 019 - 1	西宇明(図お)市町のと)	土石流	大谷川 3号谷 462 - J 019 - 1	西宇明(図お)	土石流	次の図のとお り
大谷川 3号谷 462 - J 019 - 2	西宇明 (図おのと)	土石流	大谷川 3号谷 462 - J 019 - 2	西宇明(図おうれて)	土石流	次の図のとお り
赤滝川 1号谷 462 - J020	西宇稲 (図お ) 市町 のと)	土石流	赤滝川 1号谷 462 - J020	西宇稲 (図お)市町 のと)	土石流	次の図のとお り
赤滝川 2号谷 462 - J021	西宇稲(図お予和生次のり)	土石流	赤滝川 2号谷 462 - J021	西宇稲 (図お) 市町 のと)	土石流	次の図のとお リ

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

土	砂災害警	戒区域		土砂约	災害特別警戒	<b></b>
名 称	指定の 区域	土砂災害 の 数 生な 現 会 は 現 数 類 数 類 数 現 数 現 数 現 数 類 類 類 類 類 類 類 類	名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
古用 483 - - 22 81 <sup>(1)</sup>	北郡町川(図おお北字のと)	急傾斜地 の崩壊	古用 483 - - 22 81 <sup>(1)</sup>	北郡町川(図お宇鬼大上次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ

小松 483 - - 22 82 <sup>(1)</sup>	北郡町小(図お和北字のと)	急傾斜地 の崩壊	小松 483 - - 22 82 <sup>(1)</sup>	北郡町小(図お 宇鬼大松次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
内深田 483 - - 22 91 <sup>(1)</sup>	郡鬼北	急傾斜地 の崩壊	内深田 483 - - 22 91 <sup>(1)</sup>	北郡町内(図お宇鬼大深次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
国遠 A 483 - - 27 63(1)	北郡町国(図お宇鬼大遠次のり	急傾斜地 の崩壊	国遠 A 483 - - 27 63(1)	北郡町国(図お宇鬼大遠次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
国遠 B 483 - - 27 64(1)	北郡町清(図お宇鬼大延次のり	急傾斜地 の崩壊	国遠 B 483 - - 27 64(1)	北郡町清(図おおり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
川上 1 - 1 483 - - 1	北郡町川上(図おす鬼大上大次のりのと)	急傾斜地 の崩壊	川上1 - 1 483 - - 1	北郡町川上(図おお北字・野のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
小倉10 - 1 483 - - 2	北郡町小(図お宇鬼大倉次のり	急傾斜地 の崩壊	小倉10 - 1 483 - - 2	北郡町小(図おりません)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
中野川 17 - 2 483 - - 3 (2)	北郡町中(図おりません)	急傾斜地 の崩壊	中野川 17 - 2 483 - - 3 (2)	北郡町中(図お野児のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
沢松15 - 4 483 - - 4 (2)	北郡町沢(図お宇鬼大松次のり	急傾斜地 の崩壊	沢松15 - 4 483 - - 4 (2)	北郡町沢(図お宇鬼大松次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
川上1 - 6 483 - - 5	北郡町川(図お字鬼大上次のり	急傾斜地 の崩壊	川上1 - 6 483 - - 5	北郡町川(図おお北字のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
JII上1 - 9 483 - - 8	北郡町川(図お 宇鬼大上次のり	急傾斜地 の崩壊	川上1 - 9 483 - - 8	北郡町川(図お 宇鬼大上次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
川上1 -10 483 - -9	北郡町川延(図お宇鬼大上川次のり	急傾斜地 の崩壊	川上1 -10 483 - - 9	北郡町川延(図おりません)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
延川 2 - 1 483 - - 10	北郡町延(図おり)	急傾斜地 の崩壊	延川 2 - 1 483 - - 10	北郡町延(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	

(1) - 11 /	北郡町小(図お 宇鬼大松次のじ)	急傾斜地 の崩壊	- 1 483 -	北郡町小(図お 宇鬼大松次のり 和北字 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	清水7 - 5 483 - - 34	北郡町清(図お 宇鬼大水次のり	急傾斜地 の崩壊	清水7 - 5 483 - - 34	北郡町清(図お 和北字 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
- 3 483 - - 13 (1)	北郡町小(図お 宇鬼大松次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	小松 3 - 3 483 - - 13	北郡町小(図お 宇鬼大松次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	清水7 - 7 483 - - 36	北郡町清(図おり)	急傾斜地 の崩壊	清水7 - 7 483 - - 36	北郡町清(図おり、北郡町清(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	-
- 4   483 -         - 14	北郡大松次の 野大松次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	小松 3 - 4 483 - - 14	北郡町小(図お 宇鬼大松次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	畔屋 8 - 1 483 - - 38	北郡町畔(図お年)北郡町畔(図おり)	急傾斜地 の崩壊	畔屋 8 - 1 483 - - 38	北郡町畔(図お年鬼大屋次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	_
4 - 2 483 - - 17	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり 和北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	下大野 4 - 2 483 - - 17		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	畔屋 8 - 3 483 - - 40	北郡町畔(図のと	急傾斜地 の崩壊	畔屋 8 - 3 483 - - 40	北郡町畔(図のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	-
4 - 3 483 - - 18	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり 和北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	下大野 4 - 3 483 - - 18	郡鬼北町大字	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	畔屋 8 - 4 483 - - 41	お 北郡町畔(図)	急傾斜地 の崩壊	畔屋 8 - 4 483 - - 41	お 北郡町畔(図) 和北字 のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお	
4 - 5 483 - - 20	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり 和北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	下大野 4 - 5 483 - - 20	北郡町下(図おれま学野のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	西野々 9 - 1 483 - - 42	図お 北郡町西(のり) 宇鬼大野次のり オルマラン	急傾斜地 の崩壊	西野々 9 - 1 483 - - 42	おり) 北宇和 郡鬼北 町大字	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	_
4 - 6 483 - - 21	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	483 -	北郡町下(図おお北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	小西野 々9- 3 483-	図お 北郡町小 宇鬼大西 和北字野	急傾斜地 の崩壊	小西野 々9 - 3 483 -	図お 北郡町小 おおお おお おお お	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	-
4 - 8 483 - - 22	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり 和北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	4 - 8	北郡町下(図おれ北字野のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	- 44 (1) 小倉10 - 2	々(図お北郡町次のり宇鬼大・和北字	急傾斜地 の崩壊	- 44 (1) 小倉10 - 2	(次の 図のと おり) 北宇和	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお	_
4 - 11	北郡町下(図お 宇鬼大大次のり	急傾斜地 の崩壊	下大野 4 - 11 483 - - 25	北郡町下(図おす鬼大大次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	483 - - 45 (1) 小倉10	小倉 (図のと おり) 北宇和	急傾斜地	483 - - 45 (1)	郡町小(図お 北字 のと) 年	急傾斜地	次の図のとお	_
生田 6 - 1 483 - 日 - 29	北郡町生(図おり)	急傾斜地 の崩壊	生田 6 - 1 483 - - 29	北宇和 郡鬼北 町大字	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	(1)	郡町小(図おり)	の崩壊	(1)	郡町小(図おれて)	の崩壊	1)	
清水 7 - 1 483 - 日 - 30	北宇和 郡鬼北 町大水 の 図のと	急傾斜地 の崩壊	清水 7 - 1 483 - - 30	北郡町清(図のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	上川10 - 8 483 - - 49	北郡町上(図お川次のり	急傾斜地の崩壊	上川10 - 8 483 - - 49	北郡町上(図お宇鬼大川次のり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
清水 7 - 2 483 - 日 - 31 (1)	おり、おお町清(図おり)の一年鬼大水次のり)の一和北字のと)	急傾斜地 の崩壊	清水 7 - 2 483 - - 31	お 北郡町清(図おり) 宇鬼大水次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	- 2 483 -	北郡町出(図お 宇鬼大目次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	出目12 - 2 483 - - 54	北郡町出(図おお北字のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
清水 7 - 3 483 - 日 - 32 (1)	北宇和 郡鬼北 町大字	急傾斜地 の崩壊	清水 7 - 3 483 - - 32	6 北郡町清(図おり) 宇鬼大水次のり アルスターのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	出目12 - 6 483 - - 57	北郡町出(図お 宇鬼大目次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	出目12 - 6 483 - - 57	北郡町出(図おお北字のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	

	マガリナリ	, <u>,                                  </u>									カリハラ		
国遠13 - 4 483 - - 58 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	比 の崩壊 P D	483 -	北郡町清国(図お宇鬼大延遠次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	栗の木 485 - - 23 12 <sup>(1)</sup>	上大野 (図のと おり)	急傾斜地の崩壊	485 - - 23 12(1)	北郡町上(図おいて	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	_
国遠13 北宇和 郡鬼北 郡鬼北 郡鬼北 郡 大寺 百 田 遠 1 (7) (次6) 図のの	比 の崩壊 O	483 -	北郡町国(図4年)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	13(1)	北郡町上(図おり、日本北字野のと)	急傾斜地の崩壊	13(1)	北郡町上(図お)和北字野のと)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
成藤14 - 1 483 - 1 (1) (1) (1) (1)	急傾斜地との崩壊	- 1 483 - - 61	お 北郡町成(図おり 宇鬼大藤次のり) 和北字 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	堀切 485 - - 23 14 <sup>(1)</sup>	北郡町下・野(図お宇鬼大鍵上 次のり和北字山大 のと)	急傾斜地の崩壊	堀切 485 - - 23 14 <sup>(1)</sup>	北郡町下・野(図お宇鬼大鍵上 次のり和北字山大 のと)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
沢松15 - 1 483 - 町大5 - 62 (1)	比 の崩壊 O	- 1 483 -	北郡町沢(図お字鬼大松次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	下鍵山 485 - - 23 15 <sup>(1)</sup>	北郡町下(図お宇鬼大鍵次のり)	急傾斜地 の崩壊	下鍵山 485 - - 23 15 <sup>(1)</sup>	北郡町下(図お宇鬼大鍵次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
沢松15   北宇鬼   2   483 -   3	急傾斜地との崩壊	- 2  483 -	6 北郡町沢(図おり 宇鬼大松次のり) 和北字 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	岡屋敷 485 - - 23 16 <sup>(1)</sup>	北郡町下(図お年鬼大鍵次のり	急傾斜地 の崩壊	485 -	北郡町下(図お明北字山のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
東仲16 北郡鬼 - 1 483 - - 65 (1) 図のひ	急傾斜地の崩壊	- 1 483 -		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	下本村 485 - - 23 17 <sup>(1)</sup>	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	485 -	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
奈良18 北宇和 - 2 483 - 町大5 - 68 (1) (文のの おり)	急傾斜地の崩壊	奈良18 - 2 483 - - 68	北宇和 郡鬼北 町大字	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	音地 485 - - 23 19 <sup>(1)</sup>	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	音地 485 - - 23 19 <sup>(1)</sup>	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
北川18 - 6 483 - 72 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	比 の崩壊 マ O	北川18 - 6 483 - - 72	北郡町北奈(図お宇鬼大川良次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	野々谷 485 - - 23 21 <sup>(1)</sup>	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	1485 -	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
北川18 北宇和 - 10 483 - - 76 (1) (立) 図のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	比 の崩壊 o	- 76	北郡町北(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	大村 485 - - 23 23 <sup>(1)</sup>	北郡町父上(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	大村 485 - - 23 23 <sup>(1)</sup>	北郡町父上(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
内深田 20 - 1 483 - - 87 (1) ののの おり)	比 の崩壊 ≥ 日 ○	内深田 20 - 1 483 - - 87	北郡町内(図お宇鬼大深次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	葛坪 485 - - 26 29 <sup>(1)</sup>	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	葛坪 485 - - 26 29 <sup>(1)</sup>	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
延川2 北宇和 - 2 483 - - 89 (1) (次の 図のの おり)	比 の崩壊 o	- 2 483 - - 89	北郡町延(図おれ北字のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	屋敷 485 - - 26 30 <sup>(1)</sup>	北郡町父上(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	屋敷 485 - - 26 30 <sup>(1)</sup>	北郡町父上(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
長谷 485 - 10(1) 10(1) 上鍵 (次の あり)	比 の崩壊 ≧ □ ○	1485 - I	北郡町上(図お宇鬼大鍵次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	1 - 1		急傾斜地 の崩壊	1 - 1	北郡町上(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	

	マヤ	3 年 3 /	723H				<b>极</b>	•	HX				弗I9I亏		
2 - 1 郡 485 - 町 上。山(	鬼北 の 大字 鍵山 下鍵		下鍵山 2 - 1 485 - - 2	北郡町上・山(図字鬼大鍵下 次の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		485 -	北郡町日(図おり)	急傾斜地 の崩壊	485 -	北郡町日(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
上鍵山 北 1 - 3 郡 485 - 町 - 3 上	鬼北 の 大字 鍵山 次の	崩壊	上鍵山 1 - 3 485 - - 3	おり 北郡町上(図	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		485 -	北郡町日(図おりませ)	急傾斜地の崩壊	3 - 12 485 -	北郡町日(図おりませ)	急傾斜地の崩壊	次の図のとお り	
上鍵山 1 - 4 485 - 町 - 4 上		崩壊	上鍵山 1 - 4 485 - - 4	図お 北郡町上( 宇鬼大鍵次	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		日向谷 3 - 14 485 - - 33	北郡町日(図お 宇鬼大向次のり 和北字谷のと)	急傾斜地 の崩壊	485 -	北郡町日(図お宇鬼大向次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
上鍵山 1 - 11 郡 485 - 町 - 10 上	鬼北 の 大字 鍵山	崩壊	1 - 11 485 - - 10	上鍵山	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		485 -	北郡町日(図お 宇鬼大向次のり 和北字谷のと)	急傾斜地 の崩壊	3 - 15 485 -	北郡町日(図お 宇鬼大向次のり 和北字谷のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
上鍵山 北 1 - 12 485 - 町	鬼北 の 大字	傾斜地 崩壊	485 -		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお	-	上大野 4 - 1 485 - - 37	北郡町上(図おりまり)	急傾斜地 の崩壊	4 - 1 485 -	北郡町上(図おりまり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	_
(1) (図お 上鍵山 北 1 - 13 郡	鬼北 の)	傾斜地 崩壊	(1) 上鍵山 1 - 13	上(図お 北郡町 1年)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	-	上大野 4 - 4 485 - - 39	北郡町上(図のと	急傾斜地 の崩壊	4 - 4 485 -	北郡町上(図のと	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	_
- 12 上 (1) 図 お 上鍵山 北	大鍵次のとり) 宇和 急		(1)	町上(図お 北郡字山のと) 和北	急傾斜地	次の図のとお		上大野 4 - 6 485 - - 40	お 北郡町上( 和北字野の	急傾斜地 の崩壊	4 - 6 485 -	上大野 (次の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	_
(1) - 13 上	鬼北字山のとり (の)		1 - 15 485 - - 13	町大字	の崩壊	i)		父野川 下 5 - 1 485 -	図お 北郡町父と 和北字川	急傾斜地 の崩壊	父野川 下 5 - 1 485 -	図お 北郡町父 和北字川	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
2 - 3 郡 485 - 町 - 15 下 (1) 図		崩壊	2 - 3 485 -		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		- 41 (1) 父野川 下 5 -	下 (図のと おり) 北宇和	急傾斜地 の崩壊	- 41 (1) 父野川 下 5 -	下(図おり 北郡 北郡	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
下鍵山 2 - 4 485 - - 16 (1)	;宇和 急(		485 -	北宇和郡鬼北	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		4 485 - - 44 (1)	郡町父下(図お 鬼大野 次のり のと)	O) H) A	4 485 - - 44 (1)	町大字 父野川	<b>少朋</b> 禄	9	
下鍵山 2 - 7 485 - 町 - 19	り) 宇和 急信 鬼北 大字 鍵の 次の		485 -	おり 北郡町下( 和北字山の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	_	父野川 下 5 - 7 485 - - 47	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 7 485 - - 47	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り	
日向谷 3 - 4 485 - 町 - 23 日		ľ	日向谷 3 - 4 485 - - 23	図お 北郡町日(と) 和北字谷の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		父野川 下 5 - 10 485 - - 50	) 北郡町父下(図) 1 北郡町父下(図) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	急傾斜地 の崩壊	父野川 下 5 - 10 485 - - 50	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	_
国内谷 3 - 5 485 - 町 - 24 日	のと  り)  宇和  急(	傾斜地 崩壊	日向谷 3 - 5 485 -	図お 北郡町日(の)と) 和北字谷の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		父野川 下 5 - 11 485 - - 51	おり) 北郡町 北郡 北郡 北郡 北野 リ 下	急傾斜地 の崩壊	11	おり) 北郡町 東北郡町 大野町 大野川	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお	_
	(のと		\* <i>)</i>	図のと おり)				(1)	(次の 図のと おり)		(1)	(次の 図のと おり)			

下5 -    14	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり)	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 14 485 - - 53	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		中6 - 8	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	父野川 中 6 - 8 485 - - 69	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
父野川 下5 - 16 485 - - 54	北郡町父下(図お 対 のと)	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 16 485 - - 54	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		9 485 - - 70	(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	父野川 中 6 - 9 485 - - 70	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお	
父野川 下 5 - 23 485 - - 55	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 23 485 - - 55	北郡町父下(図お字鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		中6 - 11 485 - - 71	(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	父野川 中 6 - 11 485 - - 71	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ	
485 -	北郡町父下(図お字鬼大野 次のり)	急傾斜地 の崩壊	犬飼 485 - - 56	北郡町父下(図お字鬼大野 次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ		1 485 - - 72 (1)	北郡町父上(図おおり)のと)	急傾斜地の崩壊	父野川 上7 - 1 485 - - 72	北郡町父上(図お宇鬼大野)次のり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
20  485 -	北郡町父下(図字鬼大野 次のと	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 20 485 - - 60	北郡町父下(図字鬼大野 次の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		上7 - 3 485 - -73	北郡町父上(図おおり)	急傾斜地の崩壊	父野川 上7 - 3 485 - - 73	北郡町父上(図おおり)へのと)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下5 -	お北郡町父下(図り)和北字川のと	急傾斜地 の崩壊	父野川 下5 - 21 485 - - 61	お 北郡町父下(図り 宇鬼大野 次の	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		上7 - 485 - -74	北郡町父上(図おりまた)	急傾斜地 の崩壊	父野川 上7 - 4 485 - - 74	北郡町父上(図お 宇鬼大野 次のり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
1	郡鬼北 町大字 父野川	急傾斜地 の崩壊	中 6 - 1	おり) 北宇和北 町 大野 中	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		風山川 483 - 1417 - 1	北郡町北(図お 宇鬼大川次のり 和北字 のと)	土石流	風山川 483 - 1417 - 1	北郡町北(図おり北郡町北)	土石流	次の図のとおり	
文野川 中6 - 3 485 -	(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	(1)	T (図お 北郡町) 次のり 宇鬼大阪 ( ) 和北字!	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお		中今在 家川 483 - 1419	北郡町奈(図)	土石流	中今在 家川 483 - 1419	北郡町奈(図:	土石流	次の図のとお り	
(1)	平 (次の 図のと おり)		- 64 (1)	文野川 中 (図のと おり)			_	小串川 483 - 1420	お 北郡町奈(図) 和北字 のと	土石流	小串川 483 - 1420	お 北郡町奈(図) 和北字 のと	土石流	次の図のとお り	
父野川 中6 - 4 485 - - 65	父野川	急傾斜地の崩壊	父野川 中6 - 4 485 - - 65	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり 和北字川 のと)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	-	勢波佐 川 483 - 1421 - 2	お	土石流	勢波佐 川 483 - 1421 - 2	お	土石流	次の図のとおり	
父野川 中6 - 5 485 - - 66		急傾斜地 の崩壊	父野川 中6- 5- 485- -66		急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		成泰川 483 - 1427 - 1	北郡町内・(図お 宇鬼大深吉次のり	土石流	成泰川 483 - 1427 - 1	北郡町内・(図お 宇鬼大深吉次のり 和北字田波のと)	土石流	次の図のとお り	
父野川 中6 - 6 - 485 - - 67	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	父野川 中6 - 6 485 - - 67	北郡町父中(図お 宇鬼大野 次のり のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り		成泰川 483 - 1427 - 2	北郡町内・(図おおり、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	土石流	成泰川 483 - 1427 - 2	北郡町内・(図おおり、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	土石流	次の図のとお り	

		· ты Э <del>Т</del> Э	, <u>, ,                                </u>									カリハラ		
ロシュ ウジ川 483 - 1445	北郡町大(図おり)	土石流	ロシュ ウジ川 483 - 1445	北郡町大(図おり)	土石流	次の図のとおり	表田川 483 - 2172	北郡町国(図お宇鬼大遠次のり	土石流	表田川 483 - 2172	北郡町国(図おする)	土石流	次の図のとおり	
北面屋 川 483 - 1458	北郡町西(図おお北字々のと)	土石流	北面屋 川 483 - 1458	北郡町西(図お町北字々のと)	土石流	次の図のとお り	下組川 483 - 2173	北郡町国(図お宇鬼大遠次のり	土石流	下組川 483 - 2173	北郡町国(図お すると)	土石流	次の図のとおり	
北久保 川 483 - 1489	北郡町久(図お宇鬼大保次のり	土石流	北久保 川 483 - 1489	北郡町久(図お宇鬼大保次のり	土石流	次の図のとおり	下油谷 川 483 - 2180	北郡町出(図お すれ字 のと)	土石流	下油谷 川 483 - 2180	北郡町出(図お町出)のと)	土石流	次の図のとお り	
東組川 483 - 1505	北郡町興(図お宇鬼大野次のり)	土石流	東組川 483 - 1505	北郡町興(図おす鬼大野次のり)	土石流	次の図のとお り		北郡町興・(図れて) ・		上芳組 川 483 - 2182			次の図のとおり	-
西戸石	北宇和	土石流	西戸石	北宇和	土石流	次の図のとお		図のと			図のと			
483 - 2153	北郡町芝野(図お おおり おり おり おり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん		483 - 2153	北郡町芝野(図お お北字永 のと)		j	西野々 川 483 - 2183 - 1	北郡町西(図おすり)		ļ			次の図のとおり	
東市の 又川 483 - 2155 - 1	北郡町中・(図お宇鬼大野芝次のり和北字川 のと)	土石流	東市の 又川 483 - 2155 - 1	北郡町中・(図お宇鬼大野芝次のり和北字川 のと)	土石流	次の図のとおり		お 北郡町西(図おり 宇鬼大野次のり) 和北字々のと)		西野々 川 483 - 2183 - 2			次の図のとおり	-
東市の 又川 483 - 2155 - 2	北郡町中・(図お宇鬼大野芝次のり	土石流	東市の 又川 483 - 2155 - 2	北郡町中・(図お宇鬼大野芝次のり	土石流	次の図のとお り	清水川 483 - 2187	3 北郡町清(図おり 宇鬼大水次のり		_	北郡町清(図おり 宇鬼大水次のり		次の図のとおり	-
上丸山 川 483 - 2160	北郡町北奈(図おり おりょう おりまた かいり おり かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう おいま かいしょう おいま かいしょう はいいい かいしょう かいしょう はいいい かいしょう しょう はいいい かいしょう はいいい はいいい かいしょう はいいい かいいい かいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいい	土石流	上丸山 川 483 - 2160	北郡町北奈(図おり おりょう おりまた かいり おり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かい	土石流	次の図のとお り	堂ガ谷 川 483 - 2190	北郡町畔(図おりません)	土石流	堂ガ谷 川 483 - 2190	北郡町畔(図おりません)	土石流	次の図のとおり	-
下今在 家川 483 - 2162	北郡町奈(図おり)	土石流	下今在 家川 483 - 2162	北郡町奈(図おり)	土石流	次の図のとおり	東生田 川 483 - 2195	北郡町生(図おす北郡町生のと)	土石流	東生田 川 483 - 2195	北郡町生(図お町生)のと)	土石流	次の図のとお り	
中船の 川 483 - 2166	北郡町吉(図お和北字のと)	土石流	中船の 川 483 - 2166	北郡町吉(図おりません)	土石流	次の図のとおり	下権台 川 483 - 2199	北郡町大(図お宇鬼大宿次のり	土石流	下権台 川 483 - 2199	北郡町大(図お和北字のと)	土石流	次の図のとお り	
下竹谷 川 483 - 2168	北郡町国成(図お宇鬼大遠藤次のり	土石流	下竹谷 川 483 - 2168	北郡町国成(図お すると)	土石流	次の図のとおり	北下法 師庵川 483 - 2204	北郡町大(図お宇鬼大宿次のり	土石流	北下法 師庵川 483 - 2204	北郡町大(図おりません)	土石流	次の図のとおり	•
南ヲモ 谷川 483 - 2169	北郡町国(図おり)	土石流	南ヲモ 谷川 483 - 2169	北郡町国(図おり)	土石流	次の図のとおり	柿の木 坂川 483 - 2205	北郡町大(図お 和北字 のと)	土石流	柿の木 坂川 483 - 2205	北郡町大(図お 和北字 のと)	土石流	次の図のとお り	

南下法 師庵川 483 - 2206	北郡町大生(図お おおり かんしょう おおり かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう おいま かんしょう かんしょう おいま かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう しょう しょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょう はんしょう しょう しょう しょう はんしょう しょう しょう はんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	土石流	南下法 師庵川 483 - 2206	北郡町大生(図お宇鬼大宿田次のり	土石流	次の図のとおり			北郡町川(図おり)		2232 -	北郡町川(図おり)	土石流	次の図のとおり
西清水 下組川 483 - 2209		土石流	西清水 下組川 483 - 2209	北郡町清(図おすれ次のり)	土石流	次の図のとお り	-	横山川 483 - 2234	北郡町川(図おり和北字 のと)	土石流	横山川 483 - 2234	北郡町川(図おり上次のり)	土石流	次の図のとお り
西組下 川 483 - 2214	北郡町下(図おり、 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり	土石流	西組下 川 483 - 2214	北郡町下(図おり、一年鬼大大次のり、一年鬼大大次のり	土石流	次の図のとおり		滝谷川 483 - 2236	北郡町川(図お宇鬼大上次のり	土石流	滝谷川 483 - 2236	北郡町川(図おお北字のと)	土石流	次の図のとおり
西組川 483 - 2215		土石流	西組川 483 - 2215	北郡町下(図おり 宇鬼大大次のり 和北字野のと)	土石流	次の図のとおり		長穂川 483 - 2245	北郡町延(図お宇鬼大川次のり)	土石流	長穂川 483 - 2245	北郡町延(図おり、一本北字のと)	土石流	次の図のとお り
南上組 川 483 - 2216		土石流	南上組 川 483 - 2216	北郡町下(図のと	土石流	次の図のとおり		西久保 川 483 - 2247	北郡町久(図お宇鬼大保次のり	土石流	西久保 川 483 - 2247	北郡町久(図お和北字のと)	土石流	次の図のとお り
奥下大 野川 483 - 2217		土石流	奥下大 野川 483 - 2217	0)')	土石流	次の図のとおり		中住川 483 - 2250	北郡町小(図お宇鬼大倉次のり	土石流	中住川 483 - 2250	北郡町小(図おり)	土石流	次の図のとおり
中組下 川 483 - 2219		土石流	中組下 川 483 - 2219	・ おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり お	土石流	次の図のとおり		小倉川 483 - 2251	北郡町小(図お宇鬼大倉次のり	土石流	小倉川 483 - 2251	北郡町小(図お町北字 のと)	土石流	次の図のとお り
中安森 川 483 - 2225	北郡町小(図お字鬼大松次のり)	土石流	中安森 川 483 - 2225	北郡町小(図おり、 宇鬼大松次のり	土石流	次の図のとおり	-	奥東谷 川 483 - 2255	北郡町北(図おりません)	土石流	奥東谷 川 483 - 2255	北郡町北(図おりれて)	土石流	次の図のとお り
西延川 483 - 2228	北郡町延(図お宇鬼大川次のり)	土石流	西延川 483 - 2228	北郡町延(図お宇鬼大川次のり)	土石流	次の図のとお り		東芝川 483 - J088	北郡町芝野(図お宇鬼大・市次のり	土石流	東芝川 483 - J088	北郡町芝野(図おお北字永のと)	土石流	次の図のとお り
中延川 川 483 - 2229	北郡町小延川(図1年) 北郡町小延川(図1年) 北郡町小延川上次の2年	土石流	中延川 川 483 - 2229	北郡町小延川(図1年) 北郡町小延川(図1年) 北郡町小延川上次の2年	土石流	次の図のとおり		新町川 483 - J 089	北郡町近(図お宇鬼大永次のり	土石流	新町川 483 - J 089	北郡町近(図おりなり)	土石流	次の図のとお リ
古用川 483 - 2231	お 北郡町川(図おり) 和北字 のと)	土石流	古用川 483 - 2231	お 北郡町川(図おり) 和北字 のと)	土石流	次の図のとおり	_	下ヲモ 谷川 483 - J 095	北郡町成国(図お宇鬼大藤遠次のり	土石流	下ヲモ 谷川 483 - J 095	北郡町成国(図お野鬼大藤遠次のり)	土石流	次の図のとお り
東古用 川 483 - 2232 - 1	北郡町川(図お おおり のと)	土石流	東古用 川 483 - 2232 - 1		土石流	次の図のとお リ		西ヲモ 谷川 483 - J 096	北郡町成(図お すれ北字 のと)	土石流	西ヲモ 谷川 483 - J 096	北郡町成(図お町北字のと)	土石流	次の図のとお

		· ты Э <del>Т</del> Э	, <u>, ,                                </u>				-						カリハラ		
西橋詰 川 483 - J 100	北郡町成(図おり、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	土石流	西橋詰 川 483 - J100	郡鬼北町大字	土石流	次の図のとお り		柱松川 485 - 1542 - 2	北郡町上(図おお北字野のと)	土石流	柱松川 485 - 1542 - 2	北郡町上(図おお北京野のと)	土石流	次の図のとお り	
北橋詰 川 483 - J 101	北郡町成(図お 宇鬼大藤次のり	土石流	北橋詰 川 483 - J 101	北郡町成(図お 宇鬼大藤次のり	土石流	次の図のとお り		川口川 485 - 1566	北郡町父下(図4年) ポポ字川 のと	土石流	川口川 485 - 1566	北郡町父下(図お宇鬼大野 次のり和北字川 のと)	土石流	次の図のとお り	
J 102	郡町国(図お北字 のと)	土石流	中国遠 川 483 - J 102	郡町国(図おります)	土石流	次の図のとお り		下相林 川 485 - 2337	お 北郡町上(図おり) 宇鬼大鍵次のり)	土石流	下相林 川 485 - 2337	北郡町上(図のと	 土石流	次の図のとお り	
下ロウ ロウ谷 川 483 - J 103	北郡町国(図お 宇鬼大遠次のり)	土石流	下ロウ ロウ谷 川 483 - J 103	(次の 図のと おり)		次の図のとお り		西黒川 川 485 - 2338	北郡町上(図のと	土石流	西黒川 川 485 - 2338	[お 北郡町上(図お ) 和北字山のと)	土石流	次の図のとお り	-
南油谷 川 483 - J 110	郡町出(図お出字のと)		南油谷 川 483 - J110	町出(図のと) のと)		次の図のとお り		長谷川 485 - 2340	【お 北郡町上(図1) ・ 宇鬼大鍵次の2 ・ 和北字山のと	土石流	長谷川 485 - 2340	北郡町上(図おります)	土石流	次の図のとお り	
	郡町出(図おり)			北郡町出(図お 田北字 のと)		次の図のとおり		中甲田 川 485 - 2341	おおおおおり、おおおり、おおおり、おおおり、おおおり、おおおり、おおいまでは、おおいまでは、おおいまでは、おおいまでは、おおいまでは、おおいまでは、これがあります。	土石流	中甲田 川 485 - 2341	お 北郡町下(図) 宇鬼大鍵次の	土石流	次の図のとおり	_
JII 483 - J 112	郡町出(図おります)	土石流	下出目 川 483 - J 112	郡町出(図おり出)		次の図のとおり		下中の 川 485 - 2349	お 北郡町日( ) 和北字谷の	土石流	下中の 川 485 - 2349	お 北郡町日(図4) 和北字谷のと、	土石流	次の図のとおり	-
南出目 川 483 - J 113	北郡町出(図お 宇鬼大目次のり のと)	土石流	南出目 川 483 - J113	北郡町出(図お 町出のと)	土石流	次の図のとお り		東野々 谷川 485 - 2357	図お 北郡町父中 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	土石流	東野々	の 北郡町 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土石流	次の図のとおり	-
西谷喜来川 483 - J 116	北郡町国出(図お宇鬼大遠目次のり)	土石流	西谷喜 来川 483 - J116	北郡町国出(図お宇鬼大遠目次のり	土石流	次の図のとお り		北下藤 川 485 - 2358	(図お 北郡町父) 次のり 宇鬼大野 のと) 和北字川	土石流	北下藤 川 485 - 2358	(図お 北郡町父 次のり 宇鬼大野 和北字川	土石流	次の図のとおり	-
谷喜来 川 483 - J 118		土石流	谷喜来 川 483 - J118		土石流	次の図のとお り			甲 (次の 図のと おり)	土石流	木ヶ谷川	中(図お 北郡鬼北郡	土石流	次の図のとお り	_
南音無 川 483 - J 120	北郡町出(図のと	土石流	南音無 川 483 - J120	北郡町出(図のと	土石流	次の図のとおり		2360 中藤川	文野川 中 (次の 図のと おり)	 土石流	中藤川	町父中(図お 北字川 のと) 和	 土石流	次の図のとお	
北出目 川 483 - J 121	郡鬼北 町出(図のと	土石流	北出目 川 483 - J 121	郡鬼北 町出(図のと	土石流	次の図のとおり		485 - 2362	北郡町父中(図お宇鬼大野 次のり		485 - 2362	れ郡町父中(図おり 鬼大野 次のり のと)		ij alas es	
柱松川 485 - 1542 - 1	お 北郡町上(図お お北字野のと)	土石流	柱松川 485 - 1542 - 1	おり)	土石流	次の図のとおり		下犬飼 川 485 - 2368	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	土石流	下犬飼 川 485 - 2368	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	土石流	次の図のとお り	

西下本 村川 485 - 2371	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	土石流	西下本 村川 485 - 2371	北郡町父下(図お 宇鬼大野 次のり のと)	土石流	次の図のとお り
上谷川 485 - 2372	北郡町父(図お宇鬼大野次のり	土石流	上谷川 485 - 2372	北郡町父(図おおり、東東大野次のり)	土石流	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

	土砂災	災害特別警戒	<b></b>
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発とは現 自然 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
北長須 川 208 - 1006	四央之長(図お国市江須次のり中川町のと)	土石流	次の図のとお リ
イケヤ 谷川 208 - 1013	四央之(図おり川町のと)	土石流	次の図のとお り
城谷川 302 - 1103	四央居林居村(図お国市町・町 次のり中土小土中 のと)	土石流	次の図のとお リ
古子川 302 - 1106	四央居林居村(図お国市町・町 次のり中土小土中 のと)	土石流	次の図のとお リ

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 東予地方局建設部及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第342号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

3 作業地域 愛媛県全域

#### ○愛媛県告示第343号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(3級基準点)

2 作業期間 令和3年1月25日から

3月5日まで

3 作業地域 新居浜市西の土居町1丁目、2丁目

#### ○愛媛県告示第344号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国 道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和2年9月26日から

令和3年2月26日まで

3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町岩松地内

#### ○愛媛県告示第345号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(防災対策地域水準測量)

2 作業期間 令和2年7月17日から

令和3年2月28日まで

3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

#### ○愛媛県告示第346号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(水準測量)

2 作業期間 令和2年9月11日から

令和3年2月28日まで

3 作業地域 松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市

## ○愛媛県告示第347号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(水準測量)

2 作業期間 令和3年2月1日から

2月27日まで

3 作業地域 愛媛県伊予市、大洲市、喜多郡内子町

#### ○愛媛県告示第348号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画下水道事業四国中央公共下水道(四国中央市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和48年10月30日から

令和8年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### ○愛媛県告示第349号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から

令和6年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

## ○愛媛県告示第350号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業保内公共下水道(八幡浜市施行)の 事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成11年12月28日から

令和10年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成23年愛媛県告示第276号の事業地に、喜須来を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

#### ○愛媛県告示第351号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、宇和島都市計画下水道事業宇和島公共下水道(宇和島市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

今和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和59年2月14日から

令和8年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年愛媛県告示第578号の事業地のうち、明倫町地内を 削り、明倫町5丁目、大浦、桝形町3丁目及び長堀2丁目を加 える。

(2) 使用の部分

変更なし

## ○愛媛県告示第352号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画公園事業5・5・1城山公園(四国中央市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成28年6月10日から

令和5年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

四国中央市川之江町城山、大江新開及び山ノ下地内

(2) 使用の部分

なし

#### ○愛媛県告示第353号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

指定番号		売	IJ	à	ば	ਣੇ		人		売	1)	+	ば	き	所	取消年月日
番号	住			所	氏	名 又	は	名	称	元	v	ਣੇ	ΙΦ	2	PII	取用平月口
八第 15号	八幡浜市下	浜田1355番	昏地の 1		指定金融 伊予銀行		店			八幡浜市	下浜田	1355	番地0	D 1		令和3年3月19日

# ○愛媛県告示第354号

次のとおり落札者を決定した。 令和3年3月23日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

落札に係る物品等又は特定役務の名 称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県中予地方局の空調設備の修繕 一式	愛媛県中予地方局 総務企画部総務県 民課 愛媛県松山市北持 田町132番地	令和3年3月15日	重松兄弟設備株式会社 愛媛県松山市谷町甲78 - 1	118 800 000円	一般競争入札	令和3年2月2日

#### ○愛媛県告示第355号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	松山空港線	松山市高岡町1							令和 3 年 3 月24日

## ○愛媛県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	砥部	伊予松	山線	松山市富久町4 同町444番2ま							令和 3 年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第357号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲3		•					令和 3 年 3 月23日
"	n .	松山市泊町甲3	67番 4						n.

#### ○愛媛県告示第358号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和3年3月23日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2 中局建(開)第46号 令和3年3月12日	伊予郡砥部町麻生216番 1 、217番 1 、217番 2 、217番 4 、218番 1	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町長 佐 川 秀 紀

#### ○愛媛県告示第359号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 伊方町土地改良区の定款の変更を認可した。

## 令和3年3月23日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

# ○愛媛県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の 員	延長	備考
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	旧班之小班		キロメートル 0 241	
· 是	7月 7八1公主』 高水	TWILE TWANT HANDWINE HAVE ON WARE LIVE	新	15 .1 ~ 29 .3	0 241	
"	"	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	旧	旧 63~258 0208		
,	"	시: 가내해(시호) 때 八구 디촜 디촜 미暎 티까(207 3세까) 그 기 개	新	6 .6 ~ 39 .5	0 208	
"	"	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	旧	7 .7 ~ 21 .6	0 .169	
"	"	北于和伊格斯町八子日黒日黒田国有M20/5Mが15小が 1	新 14.9~33.0 0.169		0 .169	
"	"	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	旧	7 .7 ~ 12 .8	0 .127	
"	"	시나 가게 하면 하는	新	10 .1 ~ 25 .9	0 .127	

# ○愛媛県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班					令和 3 年 3 月23日	
ıı .	II	北宇和郡松野町	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班					II .	

#### ○愛媛県告示第362号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年3月23日

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県				之伯	西予市城川町川津南1978番 2 地先から 同町川津南1995番 2 地先まで			メートル 35~85	キロメートル 0 .130	
乐	道	日向谷高野子線		丁林	西予市城川町川津南1978番 2		新	6 .0 ~ 25 .0	0 .130	

訓令

# ○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

各地方機関

愛媛県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後			改	正	前	
<b>引表 2</b> (第	3条関係)			月	<b>刂表 2</b> (第	3条関係)			
専用公印		_		.	専用公印				
種別	管守場所	数	専用区分		種別	管守場所	数	専用	区分
知事印	省略				知事印	省略			
	東予地方局	省略				東予地方局	省略		
							<u>2</u>	公用車継続車	<b>直検申請用</b>
		省略					省略		
	中予地方局	省略				中予地方局	省略		
							1	  公用車継続車	巨検申請用
		省略					省略		
	南予地方局	省略				南予地方局	省略		
	113 3 12737-3					113 3 12737-3	2	公用車継続車	5 檢由詩田
		省略					省略	<u> 五 円 半 純 煎 芋</u>	<u> </u>
	/ la miz	目哈				/ La miz	目哈		
415 ====	省略				/15 m/m	省略			
省略					省略				
表式第1号			(改刻・廃止)承認願	榎	镁式第1号			a.L. \ 表 初 陌	
省略	公印新設(	又列 : )	上)升能限		省略	公印の新設		511. 人子 祁 原	
= "		公印管等	宁者		= "		公印管	守者名	<b>(1)</b>
省略					省略				
注 省略					注 省略				
美式第2号	(第7条関係) 2	公印登録目	申請書	梎	技式第2号				
省略					省略				
		公印管等	宁者				公印管	守者名	<u> </u>
省略					省略				
省略					省略				
注 省略					注 省略				
	(第12条関係)	公印事前打	甲なつ願	槍		(第12条関係)			
省略		J			省略			88 A E	
		機	関の長				機	関の長	印

	省略						省	略					
様ェ	<b>式第 6 号</b> (第	13条関係)	公印刷	剥込み承認願			様式第	<b>第6号</b> (第13	3条関係)				
	省略						省	略					
				機関の長		_					機関の長	印	
	省略						省	略					
様ェ	<b>式第7号</b> (第1	13条関係)	公印刷	剥込み承認届	1		様式第	<b>第7号</b> (第13	3条関係)				
	省略						省	略					
			公印	]の管守者		_				公E	印の管守者	印	
	省略						省	略					
様ェ	<b>式第9号</b> (第1	15条関係)	公印目	取扱者指定届			<b>様式第9号</b> (第15条関係) 公印取扱者指定届						
í	<b>当略</b>						省略	各					
			公日	印の管守者		_				公	印の管守者	<u> </u>	
	省略						省	略					
ì	主省略						注	省略					
樣;	<b>式第10号</b> (第1	17条関係)	公印	事故届			様式第	<b>第10号</b> (第17	7条関係)	公印	事故届		
í	<b>当略</b>						省略	各					
			<u>公</u> E	印管守者		_				<u>公</u>	印管守者名	<u> </u>	
1	1 ~ 3 省略						1 -	- 3 省略					
4	4 事故処理	の <u>てん末</u>					4	事故処理の	てんまつ				
5	省略						5	省略					

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

#### 〇公 告

農業振興地域の指定(宇和島市)(平成18年5月23日付け公告)の一部を次のように変更する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように変更する。

#### 2 区域

宇和島市のうち、次の図面の赤色で着色した部分(都市計画法(昭和43年法律第100号)の用途地域、南予レクリェーション都市計画公園2・2・1朝日公園、南予レクリェーション都市計画公園2・2・3灘公園、南予レクリェーション都市計画公園2・2・5吉田児童公園、南予レクリェーション都市計画公園2・2・7君ケ浦公園、南予レクリェーション都市計画公園3・3・1住吉公園、南予レクリェーション都市計画公園3・3・2和霊公園、南予レ

クリェーション都市計画公園 7・7・2第6号南予レクリェーション都市公園、南予レクリェーション都市計画公園 8・3・1天 放公園、南予レクリェーション都市計画公園 8・5・2 城山公園 及び南予レクリェーション都市計画公園 9・5・1第1号南予レクリェーション都市公園、自然公園法(昭和32年法律第161号) の国立公園の特別地域の一部、愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の県立自然公園の特別地域、港湾法(昭和25年法律第218号)の港湾隣接地域、戸島、日振島、吉田町北小路、吉田町東小路、吉田町西小路、吉田町裡町、吉田町本町及び吉田町魚棚の区域、本九島、小浜、遊子、蒋渕、吉田町立間、 吉田町鶴間、吉田町奥浦、吉田町南君、吉田町沖村、吉田町立間、 三間町則、津島町高田、津島町近家及び津島町北灘の区域の一部 並びに農用地等として利用できない森林)を除いた区域

(図面省略)

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局に備え置いて縦覧に 供する。

# 公営企業管理規程

## ○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 令和3年3月23日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

## 愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正後		改 正 前
<b>様式第1号</b> (第4条関係)	公舎貸与申請書		<b>樣式第1号</b> (第4条関係) 公舎貸与申請書
省略			省略
	氏 名	_	氏 名
省略			省略
1・2 省略			1・2 省略
			3 保証人
			申請者に対して公舎の貸与があつた上は、申請者が公舎の
			使用に関する規定及び指示に違反したとき、その他不都合な
			ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
			<u> </u>
			年月日
			所属課(所)名
			職名
			氏 名
様式第3号(第6条関係)	公舎入居届		様式第3号(第6条関係) 公舎入居届
省略			省略
	入居者職氏名		入居者職氏名
省略			省略
1・2 省略			1・2 省略
<b>様式第4号</b> (第19条関係)	公舎返還届		│ │ <b>様式第4号</b> (第19条関係) 公舎返還届
省略			省略
	被貸与者職氏名		被貸与者職氏名
省略	J H IMEV H	_	省略
1・2 省略			1 · 2 省略
1 2 目哨			1 - 2   目   口

#### 附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 雑 報

## 〇公 告

# 汚泥再生処理センター整備事業に係る工事完了について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第34条第 1項の規定により、次の対象事業について工事完了したので、次の とおり公告します。

令和3年3月23日

# 松山衛生事務組合

組合長 野 志 克 仁

- 1 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (1) 名 称 松山衛生事務組合
- (2) 代表者の氏名 松山衛生事務組合長 野志 克仁
- (3) 所在地 松山市三番町六丁目6番地1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 汚泥再生処理センター整備事業
- (2) 種類 し尿処理施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力 373キロリットル
- 3 対象事業の実施区域

松山市北吉田町77番地31

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号及びその理由

第2号(対象事業に係る工事を完了したため)

5 該当した時期 令和3年3月1日

令和 3 年 3 月23日 発行 388